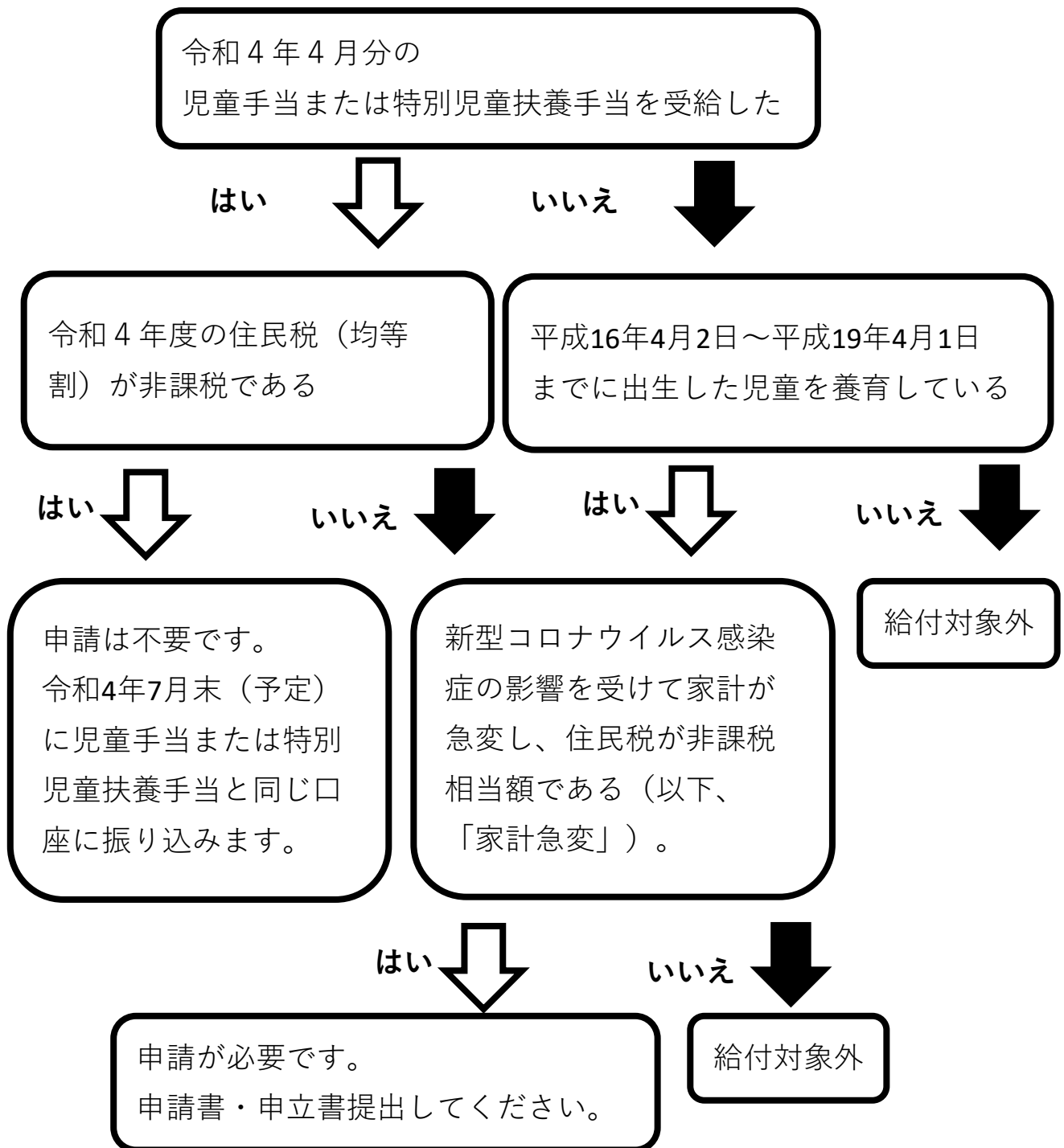


## 支給要件フローチャート



※令和4年6月1日～令和5年2月28日（児童手当または特別児童扶養手当を受給していない方は令和4年4月1日～令和5年2月28日）の間にお子さんが生まれた方は非課税または家計急変であれば、申請できます。